

---

## 第5次 子どもの健全育成推進基本計画

---

未来を拓く心豊かでたくましい青少年の育成



令和2年3月

鈴鹿市青少年対策推進連絡調整会議

## 鈴鹿市民憲章

鈴鹿の山々から伊勢の海に臨み 豊かな平野の広がる鈴鹿市は先人からの伝統と伸びゆく心にはぐくまれた生産都市です。

わたくしたちは この郷土鈴鹿に明るく住みよい未来を築くためここに市民憲章を定めます。

- 1 自然を愛し 緑豊かなまちをつくります。
- 1 互いに助け合い あたたかいまちをつくります。
- 1 健康に心がけ 生きがいのあるまちをつくります。
- 1 教養を深め 文化の香り高いまちをつくります。
- 1 郷土を誇り 力づよいまちをつくります。

昭和61年1月1日

## 青少年健全育成都市宣言

生き生きした心豊かなまちづくりをめざす鈴鹿市において、青少年の健全育成は、市民一人一人の願いであり、地域社会の大きな使命です。

青少年が、自らの責任を自覚し、誇りと希望をもったやさしくたくましい人間として、成長することを強く期待するものです。

この願いを実現するため、学校、家庭、地域社会、関係機関が、青少年問題に積極的に関心をもち、連携を図りながら、市民総ぐるみによる青少年の健全育成を目指し、ここに鈴鹿市を「青少年健全育成都市」とすることを宣言します。

平成9年10月1日

－ 目 次 －

第1章	第5次 子どもの健全育成推進基本計画策定の趣旨	1
第2章	これまでの鈴鹿市青少年健全育成対策	2
1	青少年健全育成の歩み	2
2	第4次 子どもの健全育成推進基本計画の基本目標の検証	5
	(1) 青少年として、社会で必要な力を主体的に身に付けます	5
	(2) 学校、家庭、地域での青少年との関係づくりを進めます	6
	(3) 青少年健全育成活動の取組等を市民に積極的に伝えます	7
3	第4次 子どもの健全育成推進基本計画による健全育成施策の検証	8
	(1) 基本目標の主な成果と課題	8
	(2) 目標数値の振り返り	10
第3章	青少年を取り巻く今日の社会情勢	13
1	近年の青少年を取り巻く主な法令、条例、計画、方針等の整備	13
	(1) 子育ての支援	13
	(2) まちづくりの推進	14
	(3) 教育の充実	15
2	近年の青少年を取り巻く主な社会環境	17
	(1) 小中学生の問題行動等	17
	(2) 携帯電話等の普及による影響	20
	(3) 相談窓口の充実	22
	(4) 子どもの貧困	24
3	第5次 子どもの健全育成推進基本計画の位置付け	25
第4章	第5次 子どもの健全育成推進基本計画策定の基本理念及び基本的な方針	26
1	青少年対策の基本理念	26
2	計画期間	27
3	計画の対象	27
4	計画策定に当たっての基本的な考え	27
第5章	第5次 子どもの健全育成推進基本計画の基本目標	28
第6章	第5次 子どもの健全育成推進基本計画の施策体系	30
第7章	第5次 子どもの健全育成推進基本計画での主要事業	32
第8章	第5次 子どもの健全育成推進基本計画の具体的な取組	33
1	青少年育成の基礎となる家庭の教育力の強化をめざします	33
2	青少年健全育成活動の取組等を地域、社会で進めます	36
3	社会に参画できる力を身につけます	38
4	関係機関の紹介と地域全体による青少年育成の取組	41



---

## 第1章 第5次 子どもの健全育成推進基本計画策定の趣旨

---

本市では、平成17年5月に市長を本部長とする「鈴鹿市青少年対策推進本部」を設置し、各部署や健全育成に取り組む関係機関・団体の連携による横断的・総合的な青少年対策を進めてきました。

青少年対策の充実に向けては、鈴鹿市青少年対策推進本部設置要綱第3条(1)に基づき、平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間とする「第1次 子どもの健全育成推進基本計画」を策定しました。

その後、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とする「第2次 子どもの健全育成推進基本計画」、それに続く平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とする「第3次 子どもの健全育成推進計画」を策定し、取組や3年間での成果目標を明確にすることで、青少年対策を推進してきました。成果と課題を整理する中で、関係部署や関係機関・関係団体との連携や共助が、さらなる課題と挙げられ、健全育成ネットワークの充実強化を図ることになりました。平成28年度に鈴鹿市青少年対策推進本部事務局が、教育委員会から子ども政策部に移されたことを契機に、「鈴鹿市総合計画2023」を柱に、関係機関の連携を深めるため、名称を「鈴鹿市青少年対策推進本部」から「鈴鹿市青少年対策推進連絡調整会議」と変更しました。

「第4次 子どもの健全育成推進基本計画」では、「鈴鹿市総合計画2023」の前期計画と期間設定の整合性を図り、平成30年度から平成31年度までの2年間を計画期間としました。

青少年の健全育成においては、家庭、地域、学校等<sup>※</sup>が一体となって、社会全体で取り組むことが求められています。特に、「子どもの権利条約」の中で、子どもは大人と同様にひとりの人間として人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要とされています。子どもの「生存」「発達」「保護」「参加」の包括的な権利の実現に向けて、家庭、地域、学校等が連携し、多面的に子どもの育ちを支えていかなければなりません。「第5次 子どもの健全育成推進基本計画」では、「第4次 子どもの健全育成推進基本計画」での課題を精査し、昨今の青少年を取り巻く社会情勢の変化にも対応した取組となるよう成果目標を見直すことで、鈴鹿市青少年対策の一層の充実と健やかな青少年の育成をめざします。

※ 学校等…幼稚園、保育所(園)、認定こども園、認可外保育施設、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校

## 第2章 これまでの鈴鹿市青少年健全育成対策

### 1 青少年健全育成の歩み

#### ■第1ステップ 平成17年度から平成20年度■

- ◆平成17年5月 「鈴鹿市青少年対策推進本部」を設置
  - ◇関係部局及び関係機関・関係団体との連携強化を図りました。
  - ◇市全体で青少年対策に取り組む土台づくりを行いました。
  - ◇重点事業として、「マナーアップ、基本的な生活習慣の向上、安全安心ネットワークの充実、放課後子ども教室の推進、問題行動対策の充実、外国人児童生徒への支援」を取り上げ、具体的な取組を進めました。
  - ◇学校支援ボランティア等の広がりを図り、地域住民が健全育成活動に参加する環境づくりを進めました。

##### 【主な取組】

- 平成18年度 鈴鹿市子ども議会（8月）
- 平成20年度 子どもの安全安心対策懇話会を設置し、「第1次 子どもの健全育成推進基本計画」を検討

#### ■第2ステップ 平成21年度から平成23年度■

- ◆「第1次 子どもの健全育成推進基本計画」に基づいた青少年対策の推進
  - ◇「3つの視点」（担い手づくり、応援団づくり、きずなづくり）を設定し、青少年対策の方向性を明確にしました。
  - ◇各視点の具体化を図るため、9つの重点項目と39の取組を位置付け、各取組には目標数値を定めることで、着実な青少年対策の推進を図りました。
  - ◇市内全ての公立小中学校で、学校支援ボランティアを活用した教育環境づくりを行いました。また、全ての小学校区に青色回転灯パトロールカーを導入した安全安心の体制づくりを整えました。

##### 【主な取組】

- 平成21年度 健全育成フォーラム（6月）
- 平成22年度 第2回鈴鹿市子ども議会（8月）
- 平成23年度 健全育成実践フォーラム（1月）
  - 「第2次 子どもの健全育成推進基本計画」を検討
  - \*一般公募委員を含む策定委員会を設置して検討

### ■第3ステップ 平成24年度から平成26年度■

- ◆「第2次 子どもの健全育成推進基本計画」に基づいた青少年対策の推進
  - ◇基本理念と基本目標の見直しを行い、青少年対策を推進しました。
  - ◇「4つの基本目標」（担い手づくり，応援団づくり，きずなづくり，情報発信）を設定し，13の推進項目と28の取組を位置付け，各取組には目標数値を定めることで，着実な青少年対策の推進を図りました。
  - ◇「0歳から18歳」までを対象とし，乳幼児期から青年期に至る成長段階における主な課題を概念図として示しました。

#### 【主な取組】

- 平成24年度 夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会（8月）  
健全育成フェスティバル（8月）
- 平成25年度 健全育成実践交流会（7月）
- 平成26年度 第3回鈴鹿市子ども議会（8月）  
「第3次 子どもの健全育成推進基本計画」を検討  
\*一般公募委員を含む策定委員会を設置して検討

### ■第4ステップ 平成27年度から平成29年度■

- ◆「第3次 子どもの健全育成推進基本計画」に基づいた青少年対策の推進
  - ◇基本理念と基本目標の見直しを行い，青少年対策を推進しました。
  - ◇「4つの基本目標」を設定し，9の推進項目と40の取組を位置付け，各取組には目標数値を定めることで，着実な青少年対策の推進を図りました。
    - 1 青少年として，社会で必要な力を主体的に身に付けます。【参加・交流】
    - 2 学校，家庭，地域での青少年との関係づくりを進めます。【愛情・関心】
    - 3 青少年健全育成活動の取組等を市民に積極的に伝えます。【発信・共有】
    - 4 青少年健全育成ネットワークの充実を図ります。【連携・協働】
  - ◇「0歳から満18歳に達するまでの者」を対象とし，乳幼児期から青年期に至る成長段階における主な課題を概念図として示しました。

#### 【主な取組】

- 平成27年度 第1回子ども会議（8月）  
コミュニティ・スクール推進フォーラム（2月）
- 平成28年度 第4回鈴鹿市子ども議会（8月）  
子育て講座（通年）
- 平成29年度 第2回子ども会議（8月）

## ■第5ステップ 平成30年度から平成31（令和元）年度■

### ◆「第4次 子どもの健全育成推進基本計画」に基づいた青少年対策の推進

◇基本理念と基本目標の見直しを行い，青少年対策を推進しました。

◇「3つの基本目標」を設定し，8の推進項目と26の取組を位置付け，各取組には目標数値を定めることで，青少年対策の推進を図りました。

1 青少年として，社会で必要な力を主体的に身に付けます。【参加・交流】

2 学校，家庭，地域での青少年との関係づくりを進めます。【愛情・関心】

3 青少年健全育成活動の取組等を市民に積極的に伝えます。【発信・共有】

#### 【主な取組】

□平成30年度 第3回子ども会議（8月）

家庭の日の啓発

□平成31（令和元）年度 第5回鈴鹿市子ども議会（8月）

不登校対策研修会（11月）

## 2 第4次 子どもの健全育成推進基本計画の基本目標の検証

### (1) 青少年として、社会で必要な力を主体的に身に付けます

【成果目標1】「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と答えた中学3年生の割合 ⇒ 32.0%

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	【%】
鈴鹿市	31.1	33.1	34.0	
全国	33.4	38.7	39.4	

(※全国学力・学習状況調査質問紙調査)

平成29年度から令和元年度にかけて割合は増加しており、成果目標も達成しました。しかし、全国値より低くなりました。

【成果目標2】「住んでいる地域の行事に参加している」と答えた小学6年生の割合 ⇒ 69.0%

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	【%】
鈴鹿市	67.2	64.9	73.9	
全国	62.6	62.7	68.0	

(※全国学力・学習状況調査質問紙調査)

平成29年度から平成30年度にかけて割合は減少しましたが、令和元年度には増加し、成果目標も達成しました。全国値よりも高くなりました。

〔第5次に向けて〕

子どもたちに、地域や社会で起こっている出来事や問題に関心を持たせる工夫を行い、何をすべきかを考えさせる機会を継続的に行っていくことは大切であると考えます。

## (2) 学校、家庭、地域での青少年との関係づくりを進めます

【成果目標1】「保護者や地域の人が学校の美化，登下校の見守り，学習・部活動支援，放課後支援，学校行事の運営等の活動に参加している」と答えた学校の割合 ⇒ 100%

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	【%】
鈴鹿市	100.0	100.0	99.5	
全国	97.5	98.9	73.3	

(\*全国学力・学習状況調査質問紙調査)

平成29年度と平成30年度とも最高値でしたが，令和元年度に減少し，成果目標を達成しませんでした。しかし，全国値よりも高くなりました。

【成果目標2】「先生は，よいところを認めてくれていると思っている」と答えた小学6年生・中学3年生の割合 ⇒ 85.0%

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	【%】
鈴鹿市	83.1	85.2	82.9	
全国	83.2	83.7	83.8	

(\*全国学力・学習状況調査質問紙調査)

平成29年度から平成30年度にかけて割合は増加しましたが，令和元年度は減少し，成果目標に達成しませんでした。全国値よりも低くなりました。

〔第5次に向けて〕

子どもたちにとって身近な人から認められることは，自尊感情や自己肯定感を高める，とても大切な経験になります。今後も，教育の基盤として継続的に取り組んでいくことが大切です。

### (3) 青少年健全育成活動の取組等を市民に積極的に伝えます

【成果目標1】 Facebookでの情報発信時の平均閲覧回数

⇒ 350回/1記事

平成29年度	平成30年度	【回】
340	662	

※令和元年度の平均閲覧回数は令和元年3月末以降となります。

【成果目標2】 児童虐待・DV対策等研修会や青少年対策推進連絡調整会議が催す

研修会でのアンケートで満足している参加者の割合

⇒ 77.0%

平成29年度	平成30年度	令和元年度	【%】
75.0	99.0	100	

〔第5次に向けて〕

家庭、地域の健全育成活動の啓発や青少年健全育成対策へ理解を深めるために、情報発信を充実させることは大切であると考えます。

### 3 第4次 子どもの健全育成推進基本計画による健全育成施策の検証

#### (1) 基本目標の主な成果と課題

##### ① 「参加・交流」の取組での主な成果

子どもたちの規範意識の向上や学ぶ意識の向上，地域活動への参加促進が図られました。

##### ・児童会・生徒会へのあいさつ運動実践事例の情報発信回数【回】

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度目標数値
9	8	9	11

##### ・地域行事に児童生徒が参加した学校数【校】

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度目標数値
38	38	40	40

##### ・各種スポーツ行事・教室等への参加人数【人】

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度目標数値
13,041	14,406	16,078	13,100

〔第5次に向けて〕

この結果は，児童会・生徒会活動の推進，地域活動への参加推進，スポーツ活動への参加推進を図ってきた結果と思われます。今後も継続的に取り組むことは重要であると考えます。

##### ② 「愛情・関心」の取組での主な成果

学校，家庭，地域への支援体制が進みました。

##### ・学校支援ボランティアの登録人数【人】

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度目標数値
5,166	4,788	4,474	5,500

・朝食を食べている児童生徒の割合【％】

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度目標数値
86.0	85.2	81.2	87.5

・公立保育所及び幼稚園における未就園児との交流会への参加人数【人】

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度目標数値
4,290	7,035	5,760	4,400

〔第5次に向けて〕

学校支援ボランティアが固定化・高齢化してきているため、地域全体で考える必要があります。また、基本的な生活習慣の定着、就学前児童への支援については、今後も重要な取組として継続する必要があると考えます。

③ 「発信・共有」の取組での主な成果

情報発信数、研修会の開催回数が増加しました。

・健全育成活動等の情報発信回数【回】

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度目標数値
14	15	18	20

・児童虐待・DV対策などの研修会や街頭啓発等の取組回数【回】

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度目標数値
14	6	17	16

〔第5次に向けて〕

市民への情報発信を充実させることで、理解と協力につながっていると思われます。今後もSNSやメール配信等、様々な媒体を活用し、研修の機会の充実を図ることは大切であると考えます。

## (2) 目標数値の振り返り

### ① 不登校児童生徒について

・全児童生徒に占める不登校児童生徒の割合【%】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
鈴鹿市	1.68	1.59	1.33
三重県	1.41	1.41	1.62
全 国	1.40	1.35	1.69

#### 〔第5次に向けて〕

不登校対策については、本市で統一された「不登校対策初期マニュアル」を配布する等、組織的に取り組むことで、成果がみられました。

不登校の背景や要因は、複雑化の傾向にあります。スクールカウンセラー※<sup>1</sup>やスクールソーシャルワーカー※<sup>2</sup>、有識者等を活用し、多種多様な支援の体制の充実を図る必要があります。

※1 スクールカウンセラー…学校において、児童生徒が抱える問題を解決させるためのアドバイスや働きかけを行いながら、心のケアを行う心理の専門家のこと。

※2 スクールソーシャルワーカー…学校において、児童生徒だけでなく、家族や地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決を図る社会福祉の専門家のこと。

② 「家族・地域・社会との関わり」について

(＊全国学力・学習状況調査質問紙調査)

- ・家の人（兄弟姉妹を除く）と学校での出来事について話をしますか。【％】

	鈴鹿市			全 国
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度
小学6年生	77.8	80.8	76.3	77.4
中学3年生	76.0	75.0	73.3	76.4

- ・今、住んでいる地域の行事に参加していますか。【％】

	鈴鹿市			全 国
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度
小学6年生	67.2	64.9	73.9	68.0
中学3年生	42.9	40.4	46.5	50.6

- ・地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか。【％】

	鈴鹿市			全 国
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度
小学6年生	43.5	47.3	51.0	54.5
中学3年生	31.1	33.1	34.0	39.4

〔第5次に向けて〕

「家族との会話」について、小学6年生は全国平均より少し低く、中学3年生は低い傾向がみられました。また、「地域の行事への参加」についても同様に、小学6年生は全国平均よりも高く、中学3年生は低い傾向がみられました。「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」については、小学6年生と中学3年生とも、全国より低い傾向がみられました。

子どもたちにとって一番身近な大人である保護者との会話は、今後の子どもたちの人格形成に大きな役割を果たします。

家庭の基盤を充実させるためには、子育てを家庭だけに任すのではなく、地域や社会との関わりやサポートの機会を充実させていくことが重要であると考えます。

③「自尊意識・将来に関する意識」について

(＊全国学力・学習状況調査質問紙調査)

・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合【％】

	鈴鹿市			全 国
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度
小学6年生	82.6	83.3	80.5	83.8
中学3年生	69.7	68.9	69.5	70.5

〔第5次に向けて〕

将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合は、小学6年生と中学3年生とも全国の結果より低い傾向がみられます。多様な経験を有する人との触れ合いや出会いとともに様々な体験活動やキャリア教育の充実を図る必要があります。

・自分には、よいところがあると思っている児童生徒の割合【％】

	鈴鹿市			全 国
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度
小学6年生	76.4	83.9	78.8	81.2
中学3年生	72.9	76.3	71.7	74.1

〔第5次に向けて〕

自分にはよいところがあると思っている児童生徒の割合は、小学6年生と中学3年生とも全国の結果より低い傾向がみられました。自己肯定感の向上には、お互いのよいところを見つけ、認め合う関係づくりが求められるとともに、周囲の大人等との触れ合いを通じて、認められる経験が必要となります。

---

## 第3章 青少年を取り巻く今日の社会情勢

---

### 1 近年の青少年を取り巻く主な法令，条例，計画，方針等の整備

#### (1) 子育ての支援

##### 【国】

##### ①「子ども・子育て支援法」(平成28年4月1日施行)

日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み，児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって，子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い，一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

##### ②「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成26年1月17日施行)

生まれ育った環境によって左右されることなく，貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する等，子どもの貧困対策を総合的に推進することが定められました。また，子どもの貧困の実態に応じた今後5年間の重点施策等が示されています。

##### ③「子どもの権利条約」(平成6年4月批准)

18歳未満の児童を「権利をもつ主体」と位置づけ，大人と同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の実現をめざしています。

##### 【市】

##### ①「鈴鹿市子ども・子育て会議条例」(平成25年9月30日公布・施行)

「子ども・子育て支援法」第77条第1項に基づき，「鈴鹿市子ども・子育て会議」を設置し，平成27年度から平成31年度を1期間とする「子ども子育て支援事業計画」を策定し，平成29年度は，計画の中間年に当たることから事業計画の見直しを行い，令和元年度末には第2期の「鈴鹿市子ども子育て支援事業計画」が策定され，令和2年度から5年間，計画を実施していきます。

##### ②三重県子どもの貧困対策推進会議(平成28年7月設置)

市内の小中学校と連携する早期相談支援の取組の方策について取りまとめました。(平成29年10月)

③「第2期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」(令和2年3月策定)

本市の未来を担う子どもたち一人ひとりの健やかな育ちをめざすことができるよう、妊娠・出産期から途切れのない包括的な支援を行い、家庭、地域、企業、学校、行政、関係団体等が連携、協働し、「児童の権利に関する条約」に掲げる以下の4つの子どもの権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)を守り、子どもの育ちを支援していきます。

④途切れのない支援体制の構築

平成28年度から、発達に課題のある児童の早期発見・早期支援を目的に満5歳児を対象に健診を実施してきました。健診には臨床心理士や母語協力員を活用して、体制の充実に努めてきました。また、文部科学省・厚生労働省の「トライアングル」プロジェクトに基づき家庭・教育・福祉の連携による途切れのない支援のため「すずっこスクエア<sup>※</sup>」を開所し、健診対象児童から小学1年生の児童・保護者の相談や支援を行っています。

## (2) まちづくりの推進

### 【市】

①「鈴鹿市まちづくり基本条例」(平成24年12月1日施行)

第6条に、「子どもの権利」として、「子どもは、生きる、守られる、育つ、参加する権利を有する」と明記され、「まちづくりに参加することができるもの」と位置付けられています。

②「鈴鹿市地域づくり協議会条例」(平成31年4月1日施行)

第7条に、協議会の事業として、「子どもの健全育成に関する事業」と明記されました。設立準備委員会を含め、市内全域で28団体設立されています。

③「第2次鈴鹿市文化振興ビジョン」(平成25年3月策定)

平成25年度から10年間を計画期間とするビジョンの重点施策の1つに、「子どもが元気なまち」が位置付けられ、子どもたちが優れた芸術作品や演奏等に直接触れ、楽しみ、関心を高めることで、次世代を担う子どもたちの豊かな心を育むことが示されています。

※ すずっこスクエア…集団へのなじみにくさや苦手さなど、何らかの課題や心配をもつお子さんとその保護者対象の本市の独自の相談機関のこと。

(旧一ノ宮幼稚園舎を活用 令和元年7月19日開所)

④「**鈴鹿市スポーツ推進計画**」(令和元年9月策定)

市民が、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るため、「スポーツを観て、参加して、楽しむまち鈴鹿」をめざす姿とするスポーツ推進の基本的方向性を示す計画となっています。

### (3) 教育の充実

#### 【国】

①「**第3期教育振興基本計画**」(平成30年6月15日閣議決定)

5つの基本的方向性の1つに「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」を位置付け、社会全体で子どもの教育を支援すること等が示されました。

②「**いじめ防止対策推進法**」(平成25年9月28日施行)

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、基本方針の策定やいじめ防止対策協議会等の設置が定められました。

③「**いじめの防止等のための基本的な方針**」

(平成25年10月策定 平成29年3月改訂)

児童生徒の尊厳を保持する目的とし、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携して、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定されました。また、いじめ防止対策協議会の提言に従い、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も併せて策定されました。

④「**地方教育行政の組織及び運営に関する法律一部改正**」

(平成27年4月1日施行)

教育委員会制度の見直しとともに市長が、教育等の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることや総合教育会議を設置することが定められました。

#### 【市】

①「**総合教育会議**」(平成30年7月より開催)

市長と教育委員会が十分に意思の疎通を図り、本市の教育、学術文化に関する課題と、それらのめざす姿を共有しながら、連携して効果的な教育行政を推進するために、毎年開催しています。

②「**鈴鹿市教育振興基本計画**」(令和2年3月策定予定)

令和2年度から令和5年度までの4年間に取り組む施策を示しており、「鈴鹿を愛し、子どもの学びと安全・安心を支え、絆で育む鈴鹿の教育」を基本理念とし、学校教育を中心とした教育に関する基本的な計画となっています。

③「**鈴鹿市いじめ防止基本方針**」(平成26年9月26日策定)

いじめの問題への基本理念やいじめ防止等のための基本的な考え方や組織、方策、重大事態への対処について、まとめました。

④「**いじめ防止等のための組織の設置**」(平成26年12月設置)

鈴鹿市いじめ防止基本方針に位置付けたいじめ防止等のための組織として「鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会」、「鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会」、「鈴鹿市いじめ調査委員会」を設置しました。

## 2 近年の青少年を取り巻く主な社会環境

### (1) 小中学生の問題行動等

平成30年度の市内小学生の問題行動の総件数は、103件でした。暴力行為に関しては、対教師暴力17件、児童間暴力30件、対人暴力0件、器物破損9件でした。中学生の問題行動の総件数は116件でした。暴力行為に関しては、対教師暴力6件、生徒間暴力35件、対人暴力0件、器物破損9件でした。

小中学校とも自分の感情をコントロールすることに苦手な児童生徒が暴力行為等を繰り返している状況があります。そのため、保護者と連携やケース会議の実施、関係機関との連携等、組織的な対応が必要です。また、小中学校・幼稚園・保育所（園）等では発達に課題を抱える児童生徒への支援について、計画的・継続的に研修を進め、問題行動の未然防止を図る必要があります。

<問題行動の報告件数について：鈴鹿市教育委員会調査>

【件】

項目	小学校件数		中学校件数	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
対教師暴力	18	17	4	6
児童生徒間暴力	27	30	32	35
対人暴力	0	0	1	0
器物破損	10	9	4	9
窃盗・万引き	22	11	18	2
シンナー等の吸引	0	0	0	0
家出・無断外泊	1	1	26	9
恐喝・金銭強要	1	1	0	4
無免許運転	0	0	6	2
不純異性交遊	0	0	2	0
喫煙	0	1	12	2
飲酒	0	0	3	0
その他	31	33	42	47
合計	110	103	150	116

本市においては、平成30年度の不登校の割合について、下記の表のような減少がみられました。小学校のスクールライフサポーター※1を増やしたこと、中学校への不登校対策教育支援員※2を配置したこと、教育委員会事務局に不登校対策アドバイザー※3を配置したこと、小中学校全てで「不登校対策初期マニュアル」に沿って統一した取組を組織的に行ったことで、成果がみられました。

<平成29・30年度 長期欠席・不登校の割合と人数>

	小学校		中学校		小中合計	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
長期欠席※4	1.75% (197人)	1.91% (214人)	5.61% (324人)	6.12% (335人)	3.06% (521人)	3.29% (549人)
(長期欠席のうち) 不登校※5	0.61% (68人)	0.50% (56人)	3.52% (203人)	3.03% (166人)	1.59% (271人)	1.33% (222人)

平成29年度に文部科学省が実施した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、不登校の要因としては、「不安」「無気力」が多く挙げられます。また、学校・家庭に関わる要因としては、「家庭に係る状況」「友人関係をめぐる問題」が挙げられます。

児童生徒の確認ができていない場合、教育委員会事務局、子ども家庭支援課等と連携して家庭訪問を行っています。

学校へ行き渋っている児童生徒の支援として、「けやき教室※6」「さつき教室※6」「ほ〜むベース※7」があります。

- ※1 スクールライフサポーター…小学校において、登校支援や学習支援等を通して、不登校児童生徒の支援を行う、本市独自の支援員のこと。
- ※2 不登校対策教育支援員…中学校の不登校や不登校傾向を示す生徒に対して、学習支援や教育相談を行う本市独自の支援員のこと。
- ※3 不登校対策アドバイザー…小中学校の不登校対策やスクールライフサポーター、不登校対策教育支援員等に指導助言を行う本市独自のアドバイザーのこと。

※4 長期欠席…30日以上欠席すること。

※5 不登校…長期欠席のうち、「病気」、「経済的理由」、「その他の理由」を除いた欠席のこと。

※6 けやき教室、さつき教室…教育委員会事務局所管の適応指導教室のこと。「けやき教室」は、鈴鹿市役所西館1階、「さつき教室」は、鈴鹿フラワーパーク北（鈴鹿市高塚町）にあります。

※7 ほ～むベース…子ども政策部所管の「親と子どものための居場所づくり」事業のこと。子育て応援館（旧勤労青少年ホーム、鈴鹿市白子駅前）内にあります。

## (2) 携帯電話等の普及による影響

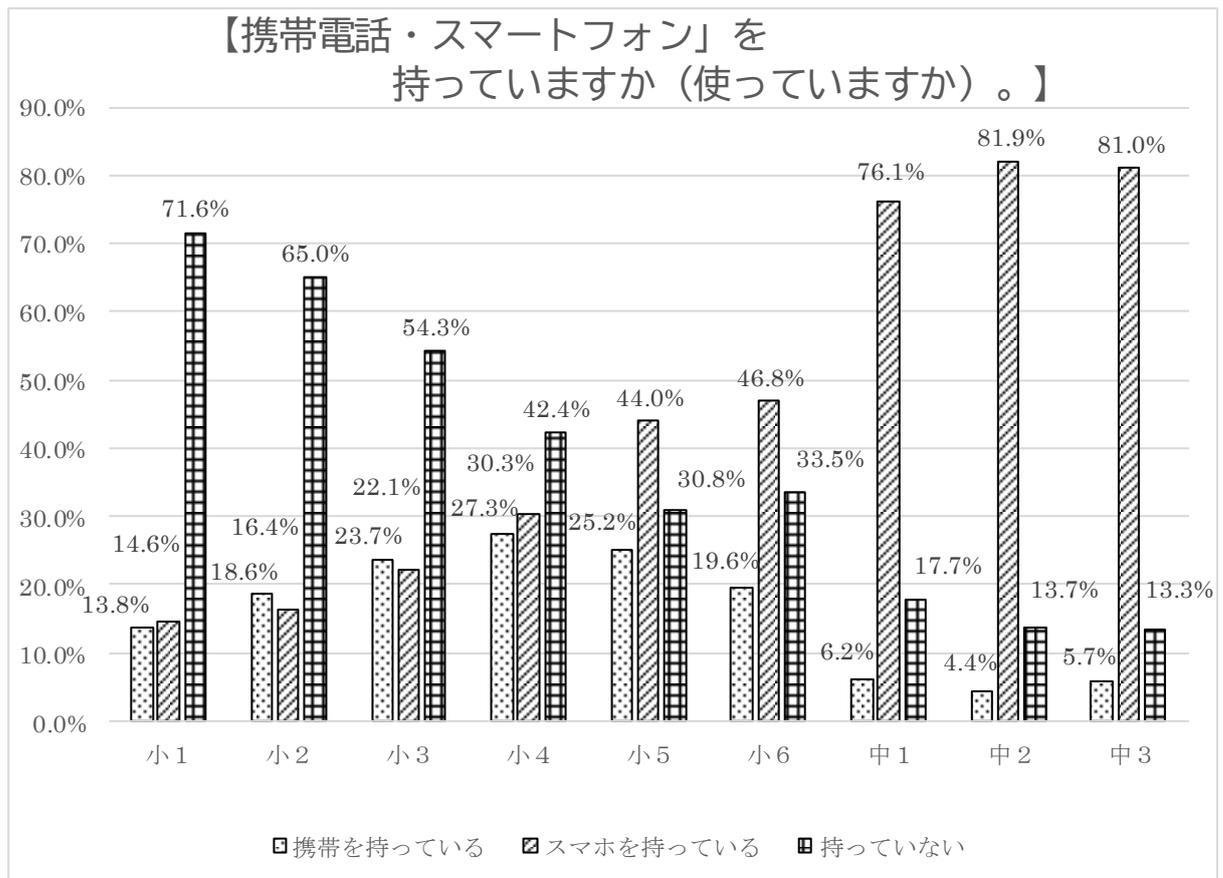
携帯電話の所持は、低年齢化が進んでいます。特に、平成23年度以降の多機能携帯電話（スマートフォン等）の普及は著しく、無料通信アプリLINEやツイッター等の利用も広がり、SNSによるトラブル等、問題行動への対応とともに情報通信機器の正しい利用や情報化社会に対応する情報モラルの育成等が求められています。

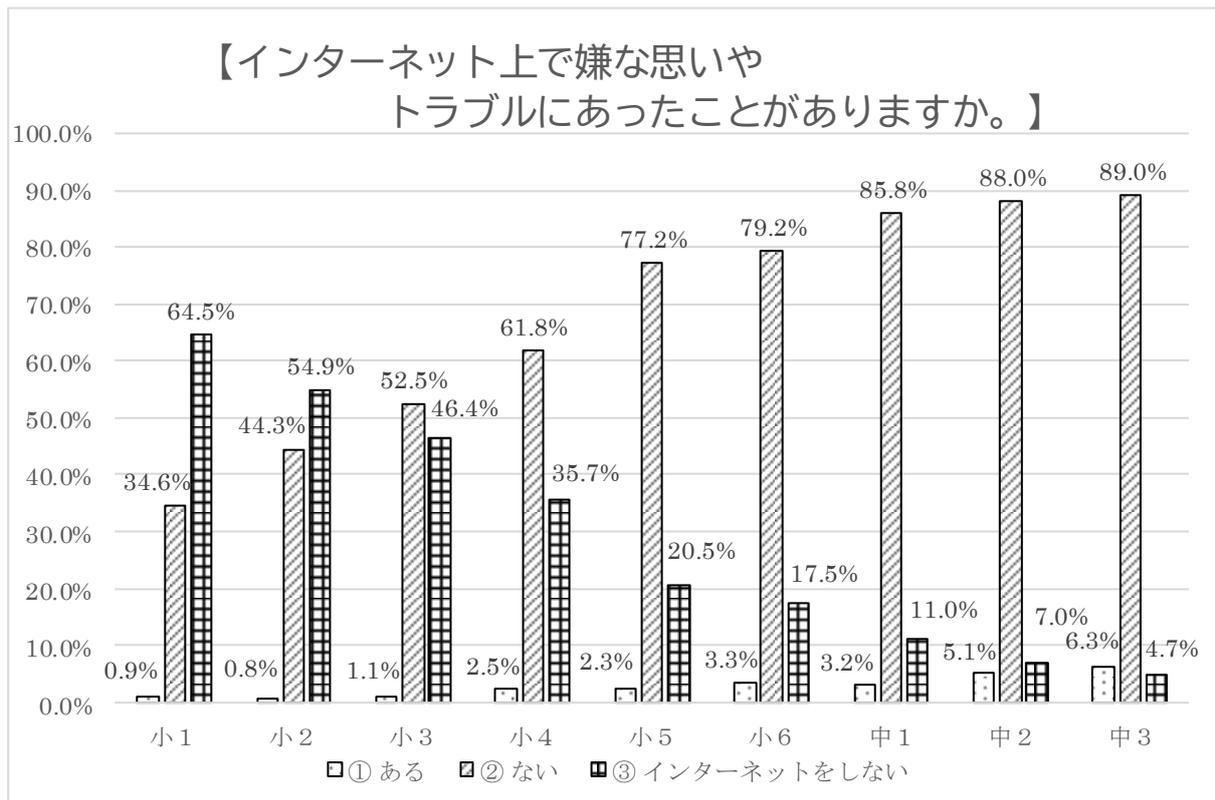
本市教育委員会事務局の平成30年度調査によると、中学1年生では、スマートフォンの所持率は著しく高くなっています。

これは、中学校へ入学すると、交友関係が広くなり、部活動・塾等で活動範囲が大きくなるため、スマートフォン等を所持する割合が増加する傾向があると考えられます。さらに、スマートフォンの使用により、SNS等を通じて、多くの情報を簡単に手に入れ、有害サイトへのアクセス等、様々なトラブルへとつながっていく可能性が高くなると考えられます。

<携帯電話等の普及状況：鈴鹿市教育委員会調べ>

【平成30年度】





インターネットを活用する児童生徒は多いが、トラブルがある児童生徒は少ないという結果となっています。

しかし、携帯電話やスマートフォン、インターネット等のトラブルについては、被害の児童生徒が1人であっても、拡散される等して、被害が大きくなっている場合があります。

スマートフォン・インターネット等の利用については、児童生徒や保護者対象に、警察や企業、教育委員会事務局等が出前講座を行っています。

### (3) 相談窓口の充実

#### <子ども家庭支援課への相談件数の推移>

【平成30年3月末現在】

【件数】

1 相談方法	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
電話相談	4,996	6,429	6,569	7,279	6,088
来室相談	2,315	2,651	3,603	2,959	2,972
家庭訪問	3,303	3,576	3,492	2,812	2,315
学校・園等訪問	2,655	2,489	3,749	5,739	9,584
合 計	13,269	15,145	17,413	18,589	20,959
2 相談内容					
虐待	3,294	4,284	3,376	3,496	2,987
発達	4,731	5,262	6,509	9,302	13,319
養護	3,266	3,307	3,692	2,842	2,787
非行	69	126	519	438	100
不登校	741	1,010	1,329	994	679
性格行動	313	252	474	285	196
しつけ	34	20	65	9	8
いじめ	22	19	23	31	37
女性	678	706	623	642	700
その他	121	159	803	544	146
合 計	13,269	15,145	17,413	12,925	20,959

本市では、ライフステージに応じた途切れのない支援の充実をめざしています。昨今、保護者等からの相談は、年々増加傾向にあり、相談内容も多様化・複雑化しています。

そこで、就学前後の相談窓口の1つとして、「すずっこスクエア」を開設しました。他にも、弁護士や警察官OB、女性相談員を配置し、保護者支援の充実を図りました。

外国人児童生徒の支援については、多様な言語に対応するため母語協力員<sup>※1</sup>を配置しました。そのため、教育相談、発達・知能検査、就学相談等において、より詳細な内容の相談が可能となりました。また、「コトノハ教室<sup>※2</sup>」や外国人児童生徒支援員<sup>※3</sup>、外国人教育指導助手<sup>※4</sup>、就学促進員<sup>※5</sup>等が外国人児童生徒や保護者の支援を行っています。

※1 母語協力員…母語による相談や通訳、翻訳等の協力をする人のこと。ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、モンゴル語、タミル語、インドネシア語、ビザヤ語、ベトナム語等に対応。  
(令和2年2月現在)

※2 コトノハ教室…教育委員会事務局所管の不就学・不登校等の状態にある外国人児童生徒等の日本語指導・適応指導のための就学支援教室のこと。  
鈴鹿市役所西館1階にあります。

※3 外国人児童生徒支援員…学校に巡回して、通訳や翻訳等の支援が必要な児童生徒を支援する人のこと。ポルトガル語、スペイン語、タガログ語に対応。(令和2年2月現在)

※4 外国人教育指導助手…日本語指導が必要な児童生徒に学習支援を行う人のこと。  
ポルトガル語、スペイン語に対応。(令和2年2月現在)

※5 就学促進員…学校に巡回して、必要に応じて初期支援が必要な外国人児童生徒等に対して母語による通訳や翻訳などの支援を行う人のこと。タガログ語、英語、中国語に対応。(令和2年2月現在)

## (4) 子どもの貧困

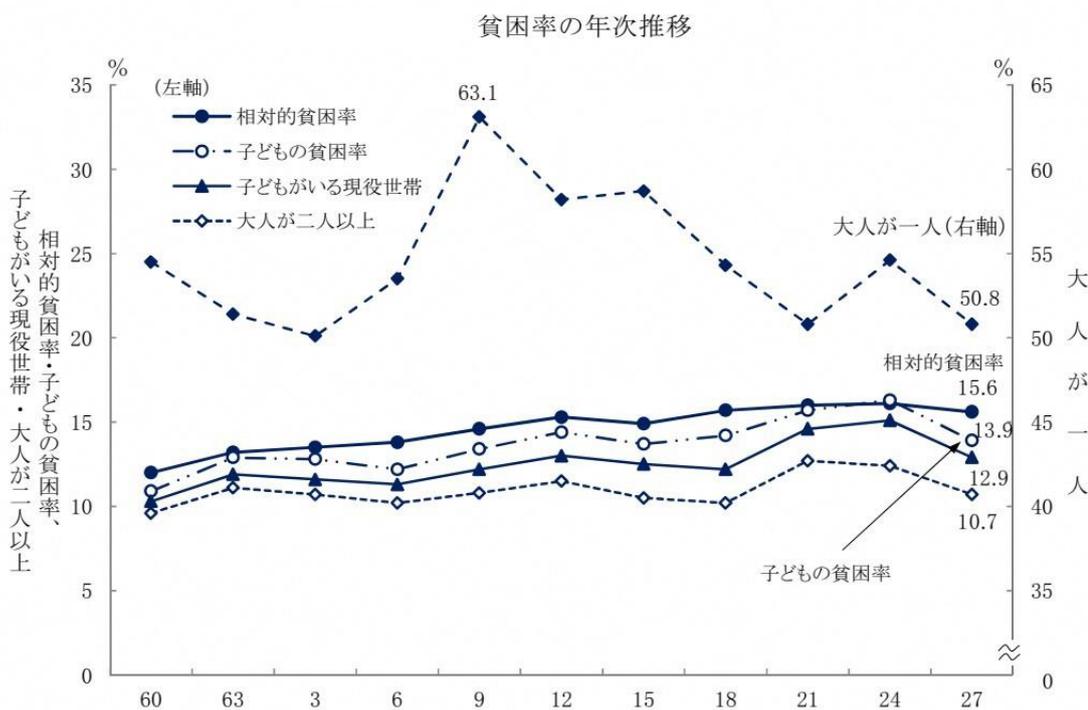
子どもの貧困とは、経済的困難に起因して発生する様々な課題や、病気、発達の遅れ、自尊心や意欲の喪失、学力不振、問題行動、非行等を抱えている状況です。

平成28年の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は13.9%となり、およそ7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分に満たない状況にありました。また、子どもがいる世帯のうち、大人が1人の世帯の貧困率は50.8%と非常に高く、ひとり親家庭が経済的に苦しい状況にあることがうかがえます。

平成26年3月に「子供の貧困対策に関する大綱」を内閣府が策定し、三重県においても、平成28年3月に「三重県子どもの貧困対策計画」が策定されました。

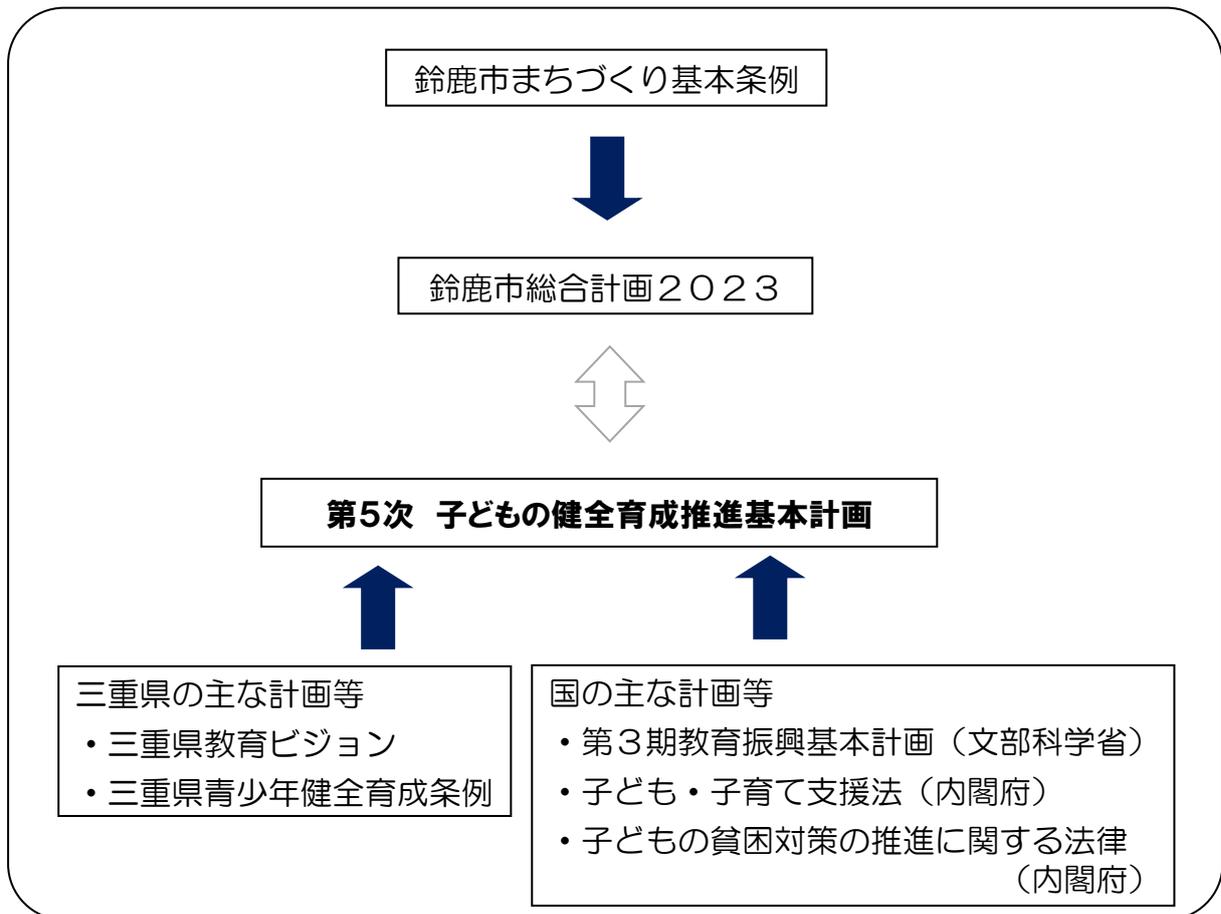
家族の在り方が多様化し、地域の絆が薄れる中で、子どもの貧困問題は複雑化、困難化、更に潜在化しており、貧困の連鎖も含め、非常に大きな社会的課題となっているといえます。

＜平成28年国民生活基礎調査より＞



- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。  
 3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。  
 4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。  
 5) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

### 3 第5次 子どもの健全育成推進基本計画の位置付け



現在、青少年に関わる問題や課題が複雑化、多様化しています。そのため、以前のように家庭や学校だけの青少年支援や、様々な問題解決は非常に困難な時代になってきています。

「みんなで創り 育み 成長し みんなに愛され選ばれるまち すずか（鈴鹿市総合計画2023）」をめざす本市にとって、家庭、地域、学校等が連携し、子どもたちの育ち・学びを支える施策の充実は、重要であるといえます。

様々な計画等とも関連させながら、「鈴鹿市総合計画2023」の後期基本計画をふまえて、「子どもの健全育成推進基本計画」を進めていきます。

---

## 第4章 第5次 子どもの健全育成推進基本計画策定の基本理念及び基本的な方針

---

### 1 青少年対策の基本理念

次世代を担う青少年が、将来への夢と希望を持ち、社会をたくましく「生きる力」を身に付け、幸せな社会生活を主体的に営む姿は、私たち全ての大人の願いです。

近年では、少子高齢化、核家族化が進むとともに各家庭のライフスタイルは多様化しています。また、社会の情報化はめざましく、学校教育活動でのICT化も進められており、情報機器の利便性と危険性の両面から新たな対応が求められています。

本市では、全ての公立小中学校に学校運営協議会<sup>※1</sup>が設置され、保護者や地域住民の学校教育活動への参加が広がっています。また、市内各地域においては、地域づくり協議会<sup>※2</sup>が設置され、地域の主体的なまちづくりへの取組が行われています。

しかし、青少年の問題行動は依然として憂慮される状況にあり、低年齢化、複雑化、多様化が進んでいます。

これからの時代に求められる青少年の健全育成は、家庭、地域、学校等がそれぞれの役割と責任を果たし、社会全体で取り組むことが、重要となっているといえます。

そのため、このような現状をふまえ、次の基本理念のもとに青少年対策を推進します。

#### 《 基本理念 》

**「家庭、地域、学校等」の関係機関による健全育成ネットワークを生かし、地域全体で、未来を拓く心豊かでたくましい青少年を育成する。**

※1 学校運営協議会…教育委員会から任命された保護者や地域住民の委員が、学校運営や様々な課題解決に参画し、子どもたちの成長を支えていくコミュニティ・スクール推進のための中核となる組織のこと。

※2 地域づくり協議会…市と協働して地域づくりを行う協議会のこと。

## 2 計画期間

計画期間は「鈴鹿市総合計画2023」に合わせて、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。青少年を取り巻く環境の変化に応じた青少年の健全育成のために、前半の2年間が経過した時点で、取組の成果と課題をまとめ、社会の情勢、青少年の実態に応じて、目標、計画の見直しを図っていきます。

## 3 計画の対象

乳幼児期から青少年期に至るまで、それぞれのライフステージに応じた途切れない対策や支援が求められます。

そのため、「第5次 子どもの健全育成推進基本計画」の対象は、「0歳から満18歳に達するまで」とします。

## 4 計画策定に当たっての基本的な考え

- (1) 「第4次 子どもの健全育成推進基本計画」の基本理念を継承しつつ、基本目標については一部見直し、青少年対策の充実を図ります。
- (2) 今後4年間の青少年健全育成活動については、「第4次 子どもの健全育成推進基本計画」の成果や課題及び青少年を取り巻く環境変化等をふまえ、関係機関と連携して取り組みます。
- (3) 各施策には、4年間の計画期間でめざす基本目標や活動指標、めざすべき目標数値を設定し、取組を進めます。
- (4) 市民への情報発信を充実させ、地域全体で取り組む健全育成の気運を高めていきます。

## 第5章 第5次 子どもの健全育成推進基本計画 の基本目標

基本理念をふまえた総合的・横断的な健全育成対策の推進をめざし、「3つの基本目標」を設定します。

### 1 青少年育成の基礎となる家庭の教育力の強化をめざします。

#### 家庭

青少年の健全育成を支える家庭の教育力を高めるとともに、家庭の抱える多様化・複雑化した課題をサポートする体制をつくっていきます。

【成果指標】家の人（兄弟姉妹を除く）と学校での出来事について話す児童生徒の割合

【目標数値】中学3年生 76.4%

（令和元年度：鈴鹿市 73.3%）

（令和元年度：全 国 76.4%）

小学6年生 77.4%

（令和元年度：鈴鹿市 76.3%）

（令和元年度：全 国 77.4%）

\*全国学力・学習状況調査質問紙調査

### 2 青少年健全育成活動の取組等を地域、社会で進めます。

#### 地域

地域の人材、各関係機関の協力の輪を広げるとともに、青少年の地域活動への参加を促し、地域で青少年健全育成活動を進めていきます。

【成果指標】地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある児童生徒の割合

【目標数値】中学3年生 39.4%

（令和元年度：鈴鹿市 34.0%）

（令和元年度：全 国 39.4%）

小学6年生 54.5%

（令和元年度：鈴鹿市 51.0%）

（令和元年度：全 国 54.5%）

\*全国学力・学習状況調査質問紙調査

### 3 社会に参画できる力を身につけます。

#### 学校等

青少年が安全安心に過ごすことができる環境を整備し、自己肯定感や自己判断力、社会に参画するための規範意識を育みます。

【成果指標】人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合

【目標数値】中学3年生 94.9%

(令和元年度：鈴鹿市 94.3%)

(令和元年度：全 国 94.3%)

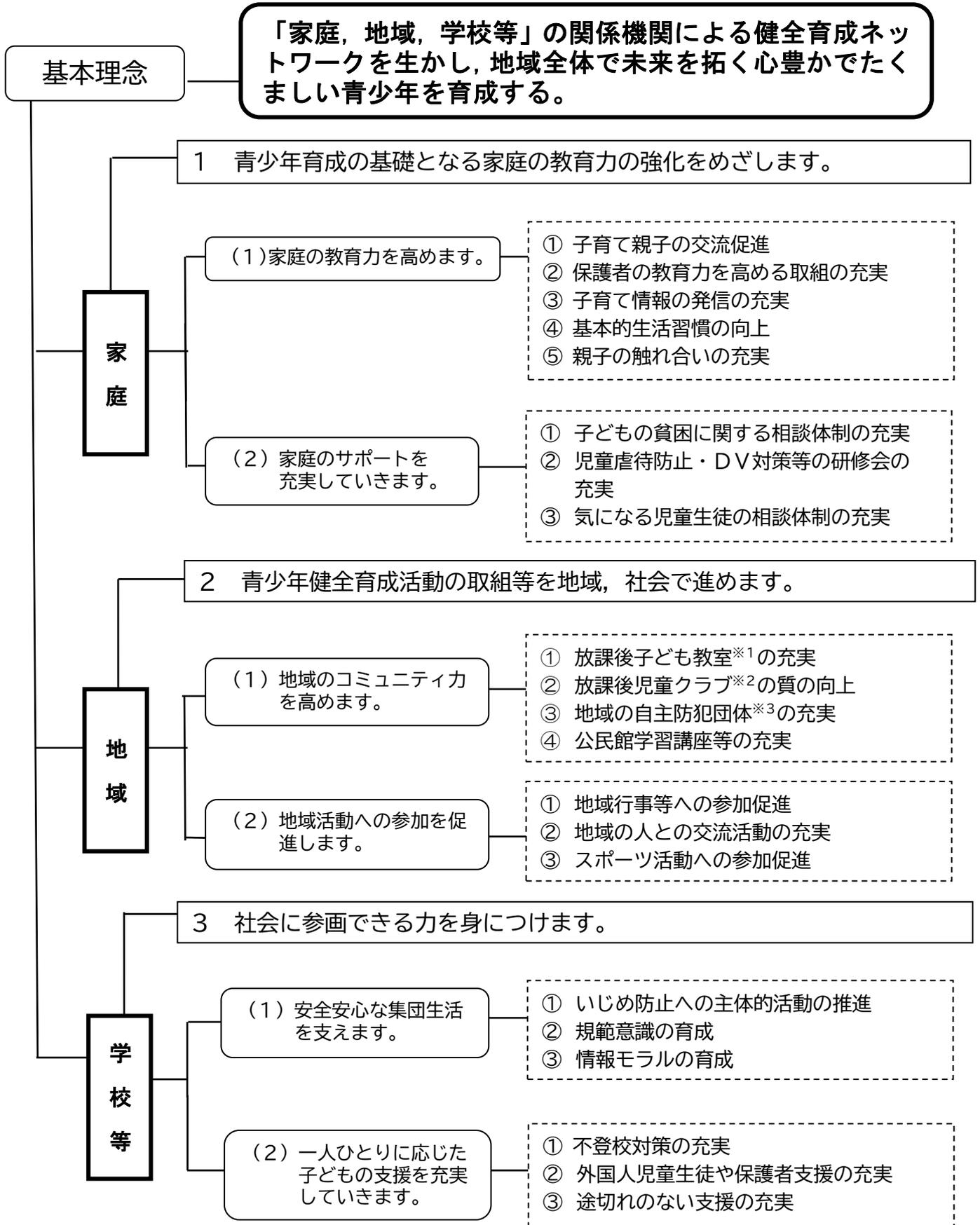
小学6年生 95.2%

(令和元年度：鈴鹿市 94.7%)

(令和元年度：全 国 95.2%)

\*全国学力・学習状況調査質問紙調査

## 第6章 第5次 子どもの健全育成推進基本計画の施策体系



- ※1 放課後子ども教室…放課後や土曜日に小学校や公民館等を利用し，地域の方々の参画を得ながら，様々な体験プログラムを実施する事業のこと。
  
- ※2 放課後児童クラブ…保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し，授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を提供して，子どもの状況や発達段階をふまえながら，その健全な育成を図ることを目的とした事業のこと。
  
- ※3 自主防犯団体…地域で自主的に防犯パトロールをする団体のこと。

## 第7章 第5次 子どもの健全育成推進基本計画での主要事業

青少年対策の推進と健全育成活動の普及啓発を図るため、計画期間内に次の行事を実施します。

年 度	事 業
令和2年度	・第4回「子ども会議 <sup>※1</sup> 」 ・研修会「ネットトラブルについて（仮）」
令和3年度	・第5回「子ども会議」【予定】
令和4年度	・第6回「子ども議会 <sup>※2</sup> 」【予定】
令和5年度	・第6回「子ども会議」【予定】

※1 子ども会議…各小中学校（20校）の児童生徒が鈴鹿市のまちについて意見交流を行います。

※2 子ども議会…各小中学校（40校）の児童生徒が、子ども議員として「鈴鹿市子ども議会」を開催します。

## 第8章 第5次 子どもの健全育成推進基本計画の具体的な取組

### 1 青少年育成の基礎となる家庭の教育力の強化をめざします。

#### (1) 家庭の教育力を高めます。

1 - (1) - ①		子育て親子の交流促進			
取組	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進に取り組みます。				
活動指標	公立保育所及び公立幼稚園における未就園児との交流会（「園庭開放」や「遊ぼうデー※」）への参加人数【人】				
目標数値 (2023年度)	6,000	現状値 (2018年度)	5,760	担当	子ども育成課

2016年度実績値 ⇒ 4,290人 2017年度実績値 ⇒ 7,035人

※ 遊ぼうデー…未就園児が、保育所、幼稚園等で園児と触れ合いながら、親子で遊ぶ日のこと。

1 - (1) - ②		保護者の教育力を高める取組の充実			
取組	幼・小・中PTA等を対象に訪問型ワークショップ「親なびワーク※」等の取組を通じて、家庭教育支援を推進します。				
活動指標	「親なびワーク」等の開催回数【回】				
目標数値 (2023年度)	8	現状値 (2018年度)	7	担当	文化振興課

2016年度実績値 ⇒ 5回 2017年度実績値 ⇒ 3回

※ 親なびワーク…テーマに沿って子育ての悩みを話し合う訪問型ワークショップのこと。幼小中のPTA家庭教育学級や公民館の乳幼児学級等で実施。

1 - (1) - ③ 子育て情報の発信の充実					
取組	保護者や地域に子育てについての情報発信を促進します。				
活動指標	鈴鹿市のホームページ・メルモ二等の子育て情報の発信数【回】				
目標数値 (2023年度)	2,500	現状値 (2018年度)	2,443	担当	子ども政策課 子ども育成課

2016年度実績値 ⇒ 1,089回 2017年度実績値 ⇒ 2,605回

1 - (1) - ④ 基本的な生活習慣の向上					
取組	子どもたちの生活習慣の確立に向けた取組を推進します。				
活動指標	朝食を食べている児童生徒の割合(小学6年生, 中学3年生)【%】				
目標数値 (2023年度)	93.2	現状値 (2018年度)	92.7	担当	教育支援課

2016年度実績値 ⇒ 94.2% 2017年度実績値 ⇒ 94.4%

1 - (1) - ⑤ 親子の触れ合いの充実					
取組	親子の会話や触れ合いの時間の充実に努めます。				
活動指標	保健センター等における親子で参加する講座, イベントの参加人数【人】				
目標数値 (2023年度)	3,647	現状値 (2018年度)	3,537	担当	健康づくり課

2016年度実績値 ⇒ 3,898人 2017年度実績値 ⇒ 3,600人

## (2) 家庭のサポートを充実していきます。

1 - (2) - ① 子どもの貧困に関する相談体制の充実					
取組	各関係機関と連携し, 必要な支援につなげます。				
活動指標	教職員を対象とした福祉サービス研修会への参加人数【人】				
目標数値 (2023年度)	102	現状値 (2018年度)	68	担当	子ども政策課

2016年度実績値 ⇒ 0人 2017年度実績値 ⇒ 36人

1 - (2) - ② 児童虐待防止・DV対策等の研修会の充実					
取組	児童虐待防止・DV対策等に係る啓発活動や人材育成に取り組みます。				
活動指標	講演会・研修会の参加人数と街頭啓発活動への参加した人数【人】				
目標数値 (2023年度)	300	現状値 (2018年度)	244	担当	子ども家庭支援課

2016年度実績値 ⇒ 116人 2017年度実績値 ⇒ 100人

1 - (2) - ③ 気になる児童生徒の相談体制の充実					
取組	何らかの不安や心配をもつ児童生徒や保護者の相談体制を充実します。				
活動指標	子育てトーク※, すずっこスクエア等の利用人数【人】				
目標数値 (2023年度)	160	現状値 (2020年1月)	96	担当	子ども家庭支援課

2016年度実績値 ⇒ (未測定) 2017年度実績値 ⇒ (未測定)

・現状値は、2020年1月末の時点の数値。(「すずっこスクエア」2019年7月活用開始のため。)

※子育てトーク…保護者同士で、日頃の悩みや思いを語り合う場のこと。年に4回、鈴鹿市役所西館で開催。心理士等の専門職も参加。

## 2 青少年健全育成活動の取組等を地域、社会で進めます。

### (1) 地域のコミュニティ力を高めます。

2 - (1) - ①		放課後子ども教室の充実			
取組	児童が、放課後等を安全安心に過ごし、多様な体験活動が実施できるよう、小学校及び公民館等を主会場とした放課後子ども教室の設置を推進します。				
活動指標	放課後子ども教室（土曜体験学習含む）の開設数【教室】				
目標数値 (2023年度)	9	現状値 (2018年度)	7	担当	文化振興課

2016年度実績値 ⇒ 7教室 2017年度実績値 ⇒ 7教室

2 - (1) - ②		放課後児童クラブの質の向上			
取組	児童の安全安心な生活の場の確保をするため、放課後児童支援員※の確保と保育の質の向上をめざします。				
活動指標	放課後児童支援員の資格取得者数【人】				
目標数値 (2023年度)	220	現状値 (2018年度)	114	担当	子ども政策課

2016年度実績値 ⇒ 43人 2017年度実績値 ⇒ 77人

※ 放課後児童支援員…平成27年度より新設された、学童保育の指導のための専門資格のこと。本市では「鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を制定し、平成27年4月から運用開始しています。

2 - (1) - ③ 地域の自主防犯団体の充実					
取組	地域住民が主体となる自主防犯団体等の拡充促進を図り，地域ぐるみで子どもの安全・安心を守る地域づくりを進めます。				
活動指標	地域の自主防犯団体数【団体】				
目標数値 (2023年度)	86	現状値 (2018年度)	76	担当	交通防犯課

2016年度実績値 ⇒ 76団体 2017年度実績値 ⇒ 76団体

2 - (1) - ④ 公民館学習講座等の充実					
取組	青少年を対象とした体験・学習講座等を通じ，青少年の健全な育成に努めます。				
活動指標	公民館における青少年育成事業（体験・学習講座等）の開設数【講座】				
目標数値 (2023年度)	280	現状値 (2018年度)	266	担当	地域協働課

2016年度実績値 ⇒ 239講座 2017年度実績値 ⇒ 245講座

## (2) 地域活動への参加を促進します。

2 - (2) - ① 地域行事等への参加促進					
取組	地域行事等への児童生徒の参加を促進します。				
活動指標	地域行事に参加している児童生徒の割合（小学6年生，中学3年生）【%】				
目標数値 (2023年度)	54.1	現状値 (2018年度)	52.9	担当	教育支援課

2016年度実績値 ⇒ 55.9% 2017年度実績値 ⇒ 54.6%

2 - (2) - ② 地域の人との交流活動の充実					
取組	公立保育所及び公立幼稚園において、公民館等への出前保育や老人会等の地域団体との交流、また、老人福祉施設への訪問等、地域の方々と園児との交流を積極的に行います。				
活動指標	地域との交流活動の活動回数【回】				
目標数値 (2023年度)	300	現状値 (2018年度)	292	担当	子ども育成課

2016年度実績値 ⇒ 142回 2017年度実績値 ⇒ 167回

2 - (2) - ③ スポーツ活動への参加促進					
取組	スポーツ活動への参加を促進します。				
活動指標	各種スポーツ行事・教室等への青少年の参加人数【人】				
目標数値 (2023年度)	16,500	現状値 (2018年度)	16,078	担当	スポーツ課

2016年度実績値 ⇒ 13,041人 2017年度実績値 ⇒ 14,406人

### 3 社会に参画できる力を身につけます。

#### (1) 安全安心な集団生活を支えます。

3 - (1) - ① いじめ防止への主体的活動の推進					
取組	いじめの未然防止のために、児童生徒が主体となったいじめ防止に向けた取組を推進します。				
活動指標	児童会・生徒会等を中心とした、いじめ防止活動に取り組んだ学校の割合【%】				
目標数値 (2023年度)	100	現状値 (2018年度)	57.5	担当	教育支援課

2016年度実績値 ⇒ 47.5% 2017年度実績値 ⇒ 55.0%

3 - (1) - ②		規範意識の育成			
取組	交通安全教室や非行防止教室，薬物乱用防止教室等を実施し，社会のルールを守る態度を育みます。				
活動指標	交通安全教室や非行防止教室，薬物乱用防止教室等の実施回数【回】				
目標数値 (2023年度)	121	現状値 (2018年度)	111	担当	教育支援課

2016年度実績値 ⇒ 99回 2017年度実績値 ⇒ 99回

3 - (1) - ③		情報モラルの育成			
取組	インターネットトラブルの未然防止のため，スマートフォン・SNSの正しい使い方の講座や啓発等を推進します。				
活動指標	インターネット・スマートフォン等の使い方講座等の実施回数【回】				
目標数値 (2023年度)	40	現状値 (2018年度)	26	担当	教育支援課

2016年度実績値 ⇒ 24回 2017年度実績値 ⇒ 21回

(2) 一人ひとりに応じた子どもの支援を充実していきます。

3 - (2) - ①		不登校対策の充実			
取組	不登校対策アドバイザーによる学校訪問や，スクールライフサポーター・不登校対策教育支援員の効果的な活用を進め，不登校対策の支援を行います。				
活動指標	不登校対策アドバイザーが学校等を訪問した回数【回】				
目標数値 (2023年度)	200	現状値 (2019年10月)	112	担当	教育支援課

2016年度実績値 ⇒ 6回 2017年度実績値 ⇒ 6回

・現状値は，10月末の時点の数値。(2019年度活用開始のため)

3-(2)-② 外国人児童生徒や保護者支援の充実					
取組	外国人児童生徒，保護者の支援を充実させます。				
活動指標	母語協力員等を活用した相談件数【件】				
目標数値 (2023年度)	120	現状値 (2020年1月)	89	担当	子ども家庭支援課

2016年度実績値 ⇒ (未測定) 2017年度実績値 ⇒ (未測定)  
 ・現状値は，1月末の時点の数値。(2019年度活用開始のため)

3-(2)-③ 途切れのない支援の充実					
取組	5歳児健診(集団適応健診)*を満5歳児全員に実施します。				
活動指標	5歳児健診(集団適応健診)の受診率【%】				
目標数値 (2023年度)	100	現状値 (2018年度)	95.4	担当	子ども家庭支援課

2016年度実績値 ⇒ 95.4% 2017年度実績値 ⇒ 94.6%  
 (2016年度は24園によるモデル事業)

※ 5歳児健診(集団適応健診)…満5歳児を対象とした集団へのなじみにくさや苦手さを早期に気づき，適切な支援を就学前から始めることを目的とする健診のこと。

#### 4 関係機関の紹介と地域全体による青少年育成の取組

家庭，地域，学校等の関係機関による健全育成ネットワークを生かし，様々な活動や取組を通じて，地域全体で，未来を拓く心豊かでたくましい青少年を育成します。

令和2年2月現在

#### 《 市外 関係機関 》

(五十音順)

##### 津保護観察所

保護観察所は，罪を犯した者や非行のある少年に対し，保護観察官と保護司が協働しながら保護観察を実施することで，その立ち直りを支援することが主たる業務となります。その他，地域の保護司を中心とした犯罪予防活動や社会復帰調整官による医療観察等，多岐にわたっています。

鈴鹿市においては，鈴鹿市保護司会が組織されており，令和2年3月16日現在，70名の保護司が鈴鹿市役所別館第3の「鈴鹿市更生保護サポートセンター」を拠点として活動しています。

更生保護官署の組織としては，法務省保護局のもと，全国8つのブロックに地方更生保護委員会が，そして，各都道府県に保護観察所が50庁設置されています。その他，支部3庁（東京都立川市，大阪府堺市及び福岡県北九州市），駐在官事務所29庁が設置されています。三重県においては津保護観察所本庁及び四日市駐在官事務所ですべて管内全域を管轄しています。

##### 【青少年育成の取組】

- ・保護観察対象者を中心に，地域の公園又は社会福祉施設などで清掃活動を内容とした社会貢献活動を行っています。実施の際は，保護観察官も現地に出向くほか，地域の保護司にも参加いただいています。
- ・鈴鹿市保護司会においては，市内中学校と連携し，毎年7月を強調月間とする「社会を明るくする運動」において，作文コンテストの実施やあいさつ運動などの青少年育成に係る活動を通じて，犯罪予防活動を繰り広げています。

### 北勢少年サポートセンター

全国の都道府県警察が設置し、少年問題に関する専門的な知識及び技能を有する少年補導員を中心に、学校、児童相談所、その他関係機関・団体と緊密に連携しながら、少年相談活動や街頭補導活動、継続補導・立ち直り支援活動、被害少年への支援活動、広報啓発活動等を行っています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・少年や保護者等からの悩みや困りごとについて、必要な指導・助言を行います。必要と認められる場合、保護者等と協力し、少年に対して継続的な助言、指導、カウンセリング等の継続補導を行います。
- ・少年の状況に応じた体験活動等への参加、修学・就労等の支援を行う「三重県版コネクションズ」を推進しています。
- ・少年の規範意識の向上や、少年がSNSに起因した犯罪被害に遭わないようにするため、学校・幼稚園・保育園の関係機関と連携し、低年齢少年対象の非行防止教室や薬物乱用防止教室、スマートフォン・インターネット安全教室を開催しています。

### 三重県立国児学園

明治14年に創設された「感化院」が前身で「教護院」の時代を経て、平成10年、児童福祉法の改正に伴い「児童自立支援施設」として現在に至っています。県立の児童福祉施設として、現在は施設内に小中学校の分校が設置され、「福祉」と「教育」の両輪で入所児童の支援を行っています。現在は、男子寮2寮、女子1寮が運営され、小学生から高校生までの児童が生活しています。各寮とも県職員である寮長夫婦とその家族が住み込み、入所児童と寝食を共にし、家庭的雰囲気の中、児童の心と体の健やかな成長を支援しています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・暮らしの支援：寮での規則正しい生活を通して、基本的な生活習慣や社会のルールを身につけます。
- ・学びの支援：個々の学力、能力に応じた学校教育、珠算、漢検等による勉強への興味と自信をつけます。
- ・働く支援：農作業等を通じ、身体を使って学び働くことの楽しさや喜び、自然への感謝の気持ちを養います。
- ・心の支援：落ちついた環境の中で心の安定を保ち、自信の回復や他者への思いやりなど情緒を育みます。

<b>少年指導委員</b>
<p>「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第38条」に基づき、三重県公安委員会が委嘱する特別職の非常勤公務員で、風俗営業等に関し、少年の健全な育成に支障を及ぼす行為を防止し、少年を有害な風俗環境から守るために、少年補導活動、風俗営業所等に対する助言・指導等を行っています。</p>
<p><b>【青少年育成の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・祭礼時等に街頭補導パトロールを行っています。</li> <li>・風俗営業所等への立ち入り、指導等を行っています。</li> </ul>

<b>鈴鹿警察署</b>
<p>安全で安心な鈴鹿市の実現に向け、関係機関・団体と連携して、少年の非行防止や事件事故の被害防止、非行少年の立ち直り支援活動等を行っています。</p>
<p><b>【青少年育成の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少年補導活動や防犯教室、非行防止教室等を行っています。</li> </ul>

<b>(公財) 鈴鹿国際交流協会</b>
<p>市の歴史、文化や産業の特性を生かした国際交流事業として、友好都市であるアメリカのベルフォンテン市との青少年交流や国際理解講座を開催しています。</p> <p>増加する在住外国人との地域での共生を推進するため、毎年4月に、鈴鹿国際交流フェスタ「わいわい春まつり」等を実施しています。</p> <p>日本語学習指導ボランティア育成等の人材育成事業や市民活動団体との連携を図っています。</p>
<p><b>【青少年育成の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国につながる児童生徒を対象に、長期休業中に自由研究やポスター、書写等を含めた学習支援を行い、学習内容の定着を支援しています。</li> <li>・地域や公立小中学校で、外国につながる児童生徒の学習支援を行うボランティアの養成講座を、市教育委員会と連携し開催しています。</li> </ul>

### 鈴鹿里山学院・児童家庭支援センターみだ

「鈴鹿里山学院（児童養護施設）」は、家庭では養育が困難な2歳～18歳までの子どもたちが家庭に代わって生活するところです。定員は30名、4つのユニットで構成しています。

「児童家庭支援センターみだ」は、子どもや子育ての悩みを相談できる民間の相談機関です。児童相談所や市町と連携・協力し、子育て家庭を支援しています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・地元の学校運営協議会や三重県いじめ防止応援サポーターに参画し、青少年健全育成に関わっています。

### 鈴鹿市自治会連合会

自治会相互の親睦と協調及び、連絡調整を図るとともに、市民福祉の向上と市政の運営に協力することを目的としています。地域の抱える課題について行政担当者と意見交換を行う行政懇談会や、自治会活動の活性化を支援する事業の数々の取組を行っています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・各まちづくり協議会の部会において青少年育成部会や小中学校の運営協議会等と情報交換をはかり、交通安全、いじめ、非行防止の解決をめざして合同会議をはじめいきます。

### 鈴鹿市体育協会

広く一般市民を対象として、スポーツの振興、健康づくり、競技力の向上及び、スポーツを普及発展させる事業を行い、スポーツを通じて健全な精神の滋養を図り、明るく健康的な社会の建設に寄与することを目的としています。

（令和2年4月1日から「鈴鹿市スポーツ協会」に名称が変更されます。）

#### 【青少年育成の取組】

- ・鈴鹿市スポーツ少年団と連携し、スポーツ活動への参加を促進しています。
- ・ジュニアや中学生世代の競技力の強化・向上のため、各競技の教室を行っています。

### 鈴鹿市スポーツ少年団

日本スポーツ少年団の三つの理念である、

- ・一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する。
- ・スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる。
- ・スポーツで人々をつなぎ地域づくりに貢献する。

に基づいて、学校や家庭での時間を除く自由時間に色々なスポーツ活動を展開し、異年齢集団の特徴を生かしながら、みんなで役割を分担しあい、自主・自立の活動に取り組んでいます。

#### 【青少年育成の取組】

- ・スポーツ少年団を構成する4つの組織（団員・リーダー・指導者・育成母集団）の一つである鈴鹿市ジュニアリーダーとして、団員として活動しながら、団の中では指導者と団員のつなぎ役としても活躍し、鈴鹿市スポーツ少年団行事では、運営スタッフとして活動しながら、将来の指導者としての研鑽を重ねています。

### 鈴鹿市スポーツ推進委員協議会

本市のスポーツ推進に係る体制の整備を図るため、各小学校区から選出された63名の委員で構成された団体です。スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整や住民に対するスポーツの実技指導のほか、スポーツに関する指導や助言などを行っています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・「簡単に取り組めるニュースポーツを親子で楽しみ、健康づくりや地域住民との交流、青少年の健全育成」を目的に、市内の各小学校で「わくわく体験ニュースポーツ」の出前授業をしています。

### 鈴鹿市青少年育成町民会議連絡協議会

家庭、学校、地域の協力によるたくましい青少年の育成に努めています。地区町民会議相互の情報・意見交換に努め、研修活動を通して地域活動の活性化を図っています。

### 鈴鹿市青少年育成市民会議

青少年の健全育成を推進することを目的として関係機関、関係団体との密接な連携を図りながら、市民総意の理解と協力を得て活動しています。昭和53年に設立され、その後、平成16年に参加団体による自主的な運営をめざして、教育委員会から事務局が独立し、現在に至っています。この間、青少年健全育成の課題も大きく変化し、現在は小中学生の体験活動の支援と、より幅の広い世代の青少年をつなぐことをめざして、事業を進めています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・ 明るい社会づくりをみんなで考えるために、小中学生の作文コンクールを実施し、市民を対象とした健全育成のための公開講座の中で、入賞者の表彰と作文発表を実施しています。
- ・ 「夏休みモノづくり体験教室」を実施し、小中学生がものづくりの面白さと大切さを学ぶとともに、高校生・高等専門学校生、大学生も指導に加わり、多くの世代が様々な形で青少年育成に関わるよう取り組んでいます。

### 鈴鹿市地区防犯協会

安心して暮らせる安全な地域社会の実現をめざして、生活に危険をおよぼす犯罪や事故、災害の被害を未然に防止する地域安全活動や、青少年の健全育成活動の推進を行っています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・ 青少年が参加する海岸清掃ボランティア活動を支援しています。
- ・ 低年齢非行防止教室や防犯教室の支援をしています。

### 鈴鹿市PTA連合会

市内の中学校（10校）・小学校（30校）・幼稚園（11園）のPTA会員によって構成される団体です。保護者代表，教職員代表，教育支援課職員の役員を中心に，アドバイザーを含め，各学校・園PTA，県PTA及び市関係機関と連携し，将来を担う子どもたちの最善の環境づくりをめざし活動しています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・ 代表者会や講演，資料配布等で子育てに活かせる情報提供や機会を保護者に提供しています。
- ・ 学校給食の献立・物資選定や放課後子ども総合プラン※，交通安全，いじめ対策等の各外部団体に参画し，子どもたちの環境がよくなるよう保護者の立場で意見，要望を反映しています。

※ 放課後子ども総合プラン…共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに，次代を担う人材を育成するため，全ての就学児童が放課後等を安全安心に過ごし，多様な体験・活動を行うことができるような整備等を進めること。

### 鈴鹿市保護司会

市役所別館の1階に「厚生保護サポートセンター」を平成25年から開設しており活動の拠点としています。

月1回程度，非行の窓口も設け，相談を受けます。現在の会員数は69名で定員を割っており，今後定年を迎える保護司が多いため，定員を確保することが課題となっています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・ 中学生を対象とした犯罪予防の出前授業を行っています。
- ・ 社会を明るくする運動の中で，中学生に一日保護司になってもらい，ともに啓発活動を行っています。
- ・ 中学校に犯罪予防の標語を「のぼり旗」にして，贈呈しています。

### 鈴鹿市民生委員児童委員協議会連合会

地域住民の一人として、地域の人々を訪問し、受けた相談を行政につなぎ、皆が安心して暮らしていけるように活動しています。鈴鹿市には、13の地区民児協を置き、375名（内主任児童委員35名）の民生委員が社会奉仕の精神を持って、赤ちゃんから高齢者まで、日々見守りを続けています。

鈴鹿市内13地域の地区民生委員児童委員協議会で組織しています。民生委員児童委員及び主任児童委員は375名（うち主任児童委員は35名）です。任期は3年です。主な活動は、ひとり暮らし、老々世帯の見守り活動等を展開しています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・小学校、中学校の校門、通学路で、挨拶を促進しています。
- ・入学式、卒業式、運動会、文化祭等の学校行事に参加しています。

### 鈴鹿市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員部会

市内小学校区ごとに1～2名が在任し、月1回の部会において、各学校区の情報交換、事業報告、研修会等を行っています。事業内容としては、赤ちゃん訪問事業の協働、母子保健地域推進員、鈴鹿市補導員、各学校運営協議会委員、地域の子育てサロン開催等に携わっています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・保護者からの相談（子育ての悩み、学校関係、放課後児童クラブの運営、地域の児童相談等）を各関係機関へ連絡し、連携しています。
- ・主任児童委員が、補導員として、小中高生の育成を行っています。
- ・赤ちゃん訪問活動や地域での子育てサロン※で、育児等の相談に応じ、速やかに各関係機関へ通報し、連携しています。

※ 子育てサロン…民生委員児童委員協議会が主催している子育て支援の広場のこと。子育て中の方だけでなく、妊産婦の方にも参加していただいています。

### 鈴鹿市老人クラブ連合会

健康で楽しい生きがいを創設して、単位クラブ相互の親睦と健全なクラブの発展をはかり、社会に貢献し福祉の増進に寄与することを目的としており、現在118クラブ、8,898名が加入しています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・登下校の見守り等のパトロール活動を行っています。
- ・昔遊びや「草蛙づくり」、「あられづくり」等の文化伝承活動を行っています。
- ・総合的な学習の支援やラジオ体操、校庭の草刈りなどの活動を実施しています。

### 鈴鹿児童相談所

2019年4月に鈴鹿児童相談所が開設されました。昨今の情勢から児童虐待に関する業務が増加していますが、触法少年、＜犯少年等に関する業務も、他の関係機関と連携しながら担っています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・青少年に係る相談を受けています。

### 鈴鹿青年会議所

未来を担う子どもたちの育成から、よりよい国づくりのための提言をし、地球市民としての国際交流を通じて学び、発信しています。人とのつながりを大切にし、鈴鹿市・三重県・東海地区・そして日本全国の人とつながる機会に多く設けています。

### 鈴鹿地区交通安全協会

31支部、300余名の協会員により構成するボランティア団体です。皆様からの協会費に支えられ、交通事故をなくし、一人でも多くの命を守るための活動を行っています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・交通安全啓発活動や幼児・児童の交通安全指導、自転車安全教室、通学自転車の安全点検等を行っています。
- ・新入園児・新入学児童に交通安全教材を提供しています。
- ・四季（春夏秋冬）の運動（交通安全イベント・フェスタ等）を開催しています。

### 鈴鹿地区少年警察協助力協議会

鈴鹿警察署長から委嘱されたボランティアである少年警察協助力員で構成する団体であり、少年非行防止や健全育成を図るために、地域における街頭補導や、海岸清掃活動、有害環境浄化活動等の幅広い非行防止活動を行っています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・祭礼時等に街頭補導パトロールを行っています。
- ・海岸清掃活動や非行防止教室等の少年健全育成活動等を行っています。

### 鈴鹿ライオンズクラブ

鈴鹿ライオンズクラブは、結成56年目を迎えた奉仕団体であり、献血、献眼や献腎活動、鼓ヶ浦海岸清掃、ケシの花クリーンアップへの参加等を毎年行っています。

海外との交換留学を行い、海外留学生に日本の文化や伝統を体験してもらったり、日本の若者への短期海外留学のサポートを行ったりしています。

また、鈴鹿市等のチャリティイベントにも参加し、各周年事業には、各団体へ寄付等を贈ることで社会奉仕を行っています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・鈴鹿市野球少年団や鈴鹿市少年サッカー協会に協賛し、スポーツを通じて健全な身体と精神の修得への寄与を行っています。
- ・献血活動の協力要請をし、青少年へのボランティア活動の大切さについて認識してもらっています。
- ・薬物乱用防止出前講座を市内小中学校で行っています。

### 鈴鹿ロータリークラブ

鈴鹿ロータリークラブは、昭和38年に創立され、69名の会員からなります。奉仕活動を行う団体で、社会奉仕、職業奉仕、国際奉仕、青少年奉仕等を行っています。母と子が強く健康に暮らせるように、医療の質の向上、衛生、教育支援、経済的機会の創出に力を入れています。また、基本的教育と識字率向上を支え、教育における性差を減らすことで地域全体のエンパワーメントを図っています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・キャリア活動を推進するために、中学校へ講師を派遣しています。
- ・小学校入学児童に防犯ホイッスルを贈呈しています。

## 《 鈴鹿市 》

(機構順)

### 危機管理部 交通防犯課

鈴鹿地区防犯協会に対して補助を行い、防犯活動を支援しています。また、自主防犯ボランティア団体の代表で構成する「鈴鹿市市民パトロール隊代表者連絡会議」の開催（年1回）を支援し、自主防犯ボランティア団体に対して、防犯活動用品（ジャンパー、腕章等）を配布しています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・地域の防犯力を向上させるため、自主防犯ボランティア団体の育成及び活動の活性化へ向けた支援を行っています。
- ・市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、警察や防犯協会、自主防犯ボランティア団体等と連携した街頭啓発活動を進めています。

### 政策経営部 総合政策課

「鈴鹿市総合計画」及び「鈴鹿市教育大綱」の策定、個別分野の計画策定に関する総合的な調整、市民憲章に関すること等に携わっています。

### 政策経営部 秘書課

市長・副市長が、公務を円滑に行うことができるよう、主として秘書に関することを行います。また、全国市長会等関係団体に関することや、公用車の運行管理等を適切に行っています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・市長・副市長が青少年育成支援の取組に関する公務を円滑に行えるよう、秘書業務を行っています。

### 総務部 総務課

議会との連絡調整や議会に提出する議案に関することや、条例、規則等の審査に関すること、個人情報保護制度の運用に関すること等に携わっています。

### 地域振興部 地域協働課

地域振興政策の総合的企画及び調整に関することを所掌しています。また、自治会や公民館、コミュニティセンター、ふれあいセンター、地域づくり協議会、市民活動団体等について様々な取組や支援を行っています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・「鈴鹿市地域づくり協議会条例第7条第3号」に協議会の事業として、「子どもの健全育成に関する事業」を掲げており、地域づくり協議会が実施する地域の課題解決の取組について支援を行っています。
- ・公民館における青少年を対象とした体験・学習講座等を通じ、青少年の健全育成に取り組んでいます。

### 地域振興部 人権政策課

あらゆる人権課題の解決に向けて、市民が人権についての正しい知識と理解を深められるよう、人権・同和行政に関する取組を実施しています。また、「平和でなければ人権尊重社会の実現はできない」ことから、平和の尊さを訴えるための取組を実施しています。所管する隣保館や児童センターでは、人権啓発・地域住民の交流の拠点として各種事業を実施しています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・親子で人権の大切さを感じてもらう人権ふれあい劇場などの人権啓発事業を実施しています。
- ・所管する児童センター（一ノ宮・玉垣）では、児童に屋内外の遊び場を年中開放して、児童厚生員※が健全な遊びの指導をしています。また、児童の心身の健全な発育を支援するため、乳幼児親子向けや小学生向けのイベントなどを随時実施しています。

※ 児童厚生員…児童の遊びを指導する者として、児童センターに配置することとなっています。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条）鈴鹿市の児童センターには、それぞれ2人の児童厚生員が配置されています。

### 地域振興部 男女共同参画課

鈴鹿市男女共同参画センター（愛称：ジェフリーすずか）は、職場・家庭・地域・学校などのあらゆる場で、男女が対等なパートナーとして、お互いの生き方を尊重し合い、責任を分かち合いながら、個性と能力を発揮することができる「男女共同参画社会」を実現するための活動拠点です。

事業の「5つの柱」は、1. 学習・研修、2. 相談、3. 調査・研究、4. 情報収集・提供、5. 交流・支援 としています。

これらの他に、市民団体や、グループ等の活動・交流支援を目的とした貸館業務を行っています。セミナーや会議に使える研修室をはじめ、ホール、食の工房、印刷工房、こどもの部屋などの施設をご利用いただけます。

### 地域振興部 市民対話課

「鈴鹿市多文化共生推進指針※」に基づき、外国人市民が地域で生活する上での様々な支援につながる取組について、行政窓口等の関係課で構成する多文化共生推進庁内会議で情報共有するとともに、鈴鹿国際交流協会など関係機関と連携しながら、日本人市民と外国人市民との多文化共生社会の実現に向けた取組を実施しています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・外国人児童学習支援教室における学習支援者（ボランティア）の確保など、その運営を支援し、充実を図るための財政的支援を実施しています。
- ・（公財）鈴鹿国際交流協会（友好都市との青少年相互交流事業による中高生の国際理解、多文化共生意識の向上や外国人児童の学習をサポートする学習支援ボランティアの養成事業などによる外国人児童生徒の成長に資する事業を実施）に対し、財政的かつ人的な支援を実施しています。

※ 鈴鹿市多文化共生推進指針…計画的かつ総合的に多文化共生の推進を図るための指針のこと。「互いの文化的ちがいを認め合い、誰もがいきいきと暮らせる多文化共生のまちづくり」を基本理念とし、市の基本的な考え方や関連する施策の方向性について、様々な課題、特性や取組方針などを体系的にまとめたもの。

### 文化スポーツ部 文化振興課

文化政策の総合的企画及び調整に関することや、市民会館及び文化会館に関することを所掌しています。また、社会教育行政の推進にかかる様々な取組を行っています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・地域の教育力を生かし、子どもたちの家庭や地域における学習環境を充実する取組を行っています（「放課後子ども教室」や「親なびワーク」の実施等）。
- ・社会教育関係団体の独自性を生かした青少年の健全育成活動を支援しています（社会教育関係団体への事業補助等）。

### 文化スポーツ部 スポーツ課

市民が気軽にスポーツに親しむことができるよう、ソフト面・ハード面、両面の環境整備を図り、本市のスポーツを推進しています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・市内のジュニアスポーツ愛好者を一堂に会して、相互の親睦・交歓と技術の向上を図るとともに、青少年の健全育成に寄与することを目的として、各種のジュニアスポーツ大会を運営しています。

### 環境部 環境政策課

環境政策の一体的な推進のために企画・立案・調整を行います。さらに未来につながる環境を守り育てるため、地球温暖化対策や環境教育を推進し、環境への負荷が少ない社会の構築を図り、環境と共生することを目的に、各種事業に取り組んでいます。

#### 【青少年育成の取組】

- ・環境問題についての理解・関心を高める一助として、夏休み期間中に市立小中学校の児童・生徒を対象に「鈴鹿市の環境を考えるポスター」を募集し、入賞者の表彰と全作品を展示しています。
- ・小学校の児童を対象に、家庭での電気・ガスなどの省エネ活動を記録することと合わせて、地球温暖化防止をテーマに、環境出前講座を実施することで、環境問題に対する意識高揚を図っています。

### 健康福祉部 健康福祉政策課

本市の地域福祉の推進に関する事業や、社会福祉法人の指導監査に関する事業などを実施しています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・児童の見守り活動等，民生委員児童委員・主任児童委員が行う様々な活動の支援や，保護司会が更生保護活動の一環で行う「社会を明るくする運動<sup>※</sup>」等に参加をしています。

※ 社会を明るくする運動…すべての国民が，犯罪や非行の防止とあやまちを犯した人たちの更生について理解を深め，それぞれの立場において力を合わせ，犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする，7月を強調月間とした全国的な運動のこと。

### 健康福祉部 保護課

生活に困っている方の相談を聞き，一緒に考え，解決に向けたサポートを行う相談窓口を開設しています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・生活保護受給世帯及び，児童養護施設入所者を対象に，子どもの学習・生活支援事業を行っています。

### 教育委員会事務局 教育総務課

教育委員会の会議に関することや，教育委員会と市長部局の連絡調整や教育施設の維持管理及び，改修や教育財産に関する管理，学校・幼稚園の給食に関すること等に携わっています。また，教育委員会事務局から学校生活などの情報を，ホームページやフェイスブックで発信しています。

### 教育委員会事務局 教育政策課

学校の規模適正化・適正配置に関することや，教育ICT環境の整備・運用等の教育情報化の推進に関することに携わっています。

### 教育委員会事務局 学校教育課

学校の管理運営や児童及び生徒の学籍に関することや就学援助に関すること、通学区や学校の保健衛生に関すること等に携わっています。

### 教育委員会事務局 教育指導課

教育課程及び学習指導に関すること、学力向上や進路指導、教職員の研修に関すること、体力向上や部活動振興に関すること、学校行事や文化芸術活動に関すること等に携わっています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・全中学校で職場体験学習を実施し、生徒の職業観・勤労観を育むとともに、主体的に進路を選択する態度を育成しています。
- ・地域で活躍している様々な分野の「達人」を招く出前講座「すずか夢工房※」を開催し、自分の生き方について考える学習を推進しています。

※ すずか夢工房…学習指導要領で重視されている教育内容の充実・推進を図るために、学術・芸術・文化・スポーツ等のさまざまな分野で活躍する地域における人材等を活かした学校（園）での出前講座のこと。

### 教育委員会事務局 教育支援課

生徒指導・いじめ・不登校に関することや、交通安全教育・通学路・安全安心パトロール等学校安全に関すること、学校運営協議会に関すること等に携わっています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・情報モラルや万引き防止、薬物乱用防止、連れ去り防止等の出前講座を行っています。
- ・中学校区における補導活動を実施しています。
- ・生徒会研修会を開催しています。
- ・いじめ防止ピンクシャツ運動※を実施しています。

※ いじめ防止ピンクシャツ運動…三重県いじめ防止条例で進めている、いじめ防止強化月間（4月・11月）での取組のこと。2007年に、カナダで学生がピンクシャツを着て、いじめ反対運動を展開したことが始まりとされています。

## 子ども政策部 子ども政策課

次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、子育て家庭の支援に取り組んでいます。若い世代が安心して子育てができる環境の整備や、本市の様々な子育て支援事業の魅力を発信していくことで、子育てが楽しいと感じていただけるよう、地域の子育て支援団体と連携・協力を図っています。

### 【青少年育成の取組】

- ・子育て中の親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流することで子育てへの負担感を緩和し、子育て家庭の居場所として、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター※<sup>1</sup>・つどいの広場※<sup>2</sup>）の充実を図っています。
- ・子育て応援サイト「きら鈴(りん)※<sup>3</sup>」において、地域の子育て支援団体（保育所、NPO等）にサイトへの入力権限を与え、直接イベント主催者が、随時、情報入力を行えるようにし、各種イベント情報の発信をしています。
- ・鈴鹿市子育て応援ブック「すずっこナビ※<sup>4</sup>」を配布しています。

※1 子育て支援センター…就学前の子どもとその保護者を対象とし、子育ての悩みや不安の解消、子育て中の保護者同士が繋がることを目的として、いつでも気軽に立ち寄り、過ごせる施設のこと。また、職員による子育てに関する相談事業も行っています。

※2 つどいの広場…主に乳幼児（0～3歳）を持つ子育て中の親子が気軽に集い打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流が図れる施設のこと。子育て支援アドバイザーを配置し、子育てへの負担感の緩和を図り、地域の子育て機能の充実を図ることを目的とした事業です。

※3 きら鈴(りん) …子育て支援センターやつどいの広場、保育所・幼稚園の園庭開放等の情報を発信している子育て応援サイトのこと。お子さんを連れて遊びに行ける「お出かけスケジュール」や、全般的な子育て支援情報や、お父さん向けのお知らせのほか、「友活・恋活・婚活」情報等も掲載しています。

※4 すずっこナビ…市民が安心して子育てができることを目的に、子育てに必要な情報をまとめた子育て応援情報誌「鈴鹿市子育て応援ブックすずっこナビ」のこと。

### 子ども政策部 子ども育成課

市内公立保育所と幼稚園の運営管理のほか、市内私立保育園や幼稚園、認定こども園などの運営等に対し、各種の支援を行っています。

就学前児童の健やかな成長を育むため、公私立の幼児教育・保育施設が連携しながら、教育・保育の質の向上を図っています。

#### 【青少年育成の取組】

- ・公立の幼児教育・保育施設において、子育てを行う親子の交流の場の提供及び交流促進を図っています。
- ・公立の幼児教育・保育施設が実施する幼児教育や保育の内容を、園児保護者や地域へ情報発信しています。
- ・公立の幼児教育・保育施設に通う園児と地域の方々・団体との交流を図っています。

### 子ども政策部 子ども家庭支援課

0歳～18歳までの子どもの発達の課題や、学校生活、学習活動への心配や悩みについての相談を受けています。また家庭・養護相談や女性・DV相談等、子どもが安心して成長していくための家庭のサポートを行っています。

#### 【子ども政策部 子ども家庭支援課】

- ・要保護児童等・DV対策地域協議会<sup>※1</sup>の事務局を担い、児童虐待防止対策として、研修会や啓発等を行っています。
- ・養護相談、女性相談、DV相談等を受けています。
- ・発達相談や教育相談、カウンセリング、発達・知能検査を行っています。
- ・5歳児健診を実施し、健診後のフォロー（園学校観察等）を行っています。
- ・「すずっこスクエア」、 「ほ～むベース」で親子支援や相談を行っています。

※1 要保護児童等・DV対策地域協議会…要保護児童の適切な保護又は、要支援児童、もしくは特定妊婦<sup>※2</sup>やDV被害者の早期発見など、その適切な支援を図るため、関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくための組織のこと。

※2 特定妊婦…出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。

第5次 子どもの健全育成推進基本計画

発行日 令和2年3月

発行元 **鈴鹿市青少年対策推進連絡調整会議**

(事務局) 鈴鹿市 子ども政策部 子ども家庭支援課

〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

TEL 059-382-9140 FAX 059-382-9142

メール: [kodomokateishien@city.suzuka.lg.jp](mailto:kodomokateishien@city.suzuka.lg.jp)